

子ども・子育て支援事業計画中間見直し（13事業）への委員質問・意見一覧

No.	質問・意見	委員名	担当部署	回答等
令和4年度第3回子ども子育て審議会での委員意見				
1	子ども・子育て支援事業計画には放課後等デイサービスについて掲載しないのか。	島崎委員	子育て支援課	子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に規定のある13事業について量の見込み・確保方策等を定めるものです。放課後等デイサービスの整備については、障害児福祉計画に定められています。
2	他自治体では被虐待児を放課後等デイサービスで預かっていると聞いたことがある。西東京市ではそのような関わりはあるか。	島崎委員	障害福祉課 子ども家庭支援センター	<p>【障害福祉課】 放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供しているものです。また、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進しています。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 要保護児童対策地域協議会において要支援・要保護となった児童で、放課後等デイサービスの利用の要件に該当するケースについては、個別に必要性を検討し、当該サービスの利用を勧める場合があります。</p>
3	幼稚園・保育園の特別支援について情報提供いただきたい。ひいらぎの形が変わったことで、分かりにくい部分が出てきている。	網干委員	健康課 幼児教育・保育課	<p>子どもの発達に関するニーズは加速度的に高まっており、児童とその家族への包括的な支援の充実が求められています。</p> <p>このことを踏まえ、ひいらぎは多数の関係機関の参加するステップアップ・ミーティングを実施し、意見を聴取する中で、児童発達支援センターとなり、市の発達支援の中核的な役割を担うこととなりました。</p> <p>今まで実施していた事業等が拡充され、関係機関との連携にさらに力を入れているところです。幼稚園・保育園については、引き続き園訪問を行い、相談・支援を行っています。訪問は随時、ご希望に応じて実施しています。</p> <p>加えて、地域支援の取組として関係機関の皆さんを対象とした講座の開催や、出張講座の実施、また、フォローのグループとして療育体験をしていただける場を新しく設け、相談からひいらぎがお受けできる間口を広げました。</p> <p>また、関係機関の参加するステップアップ・ミーティングは継続して実施し、連携強化を図っています。加えて、民間の児童発達支援事業所との連携は、日常的に行っており、お受けした相談に対して、お子さんのニーズに合わせてご紹介しています。民間事業所利用の方も言語等の個別療育や医師の相談、また、進路や子育てに対する相談等継続にご相談はお受けしています。</p>

No.	質問・意見	委員名	担当部署	回答等
4	昨今、保護者の働き方が変わり在宅保育が多くなる中で、時間外保育の利用に影響しているのではないかと思います。一定時間で帰宅して延長保育の対象にならなくても、自宅で仕事をしている状況の人が多いいのではないかと懸念している。計画と直接関係ないかもしれないが、教えていただければと思う。	武田委員	幼児教育・保育課	保護者の在宅勤務が増加する中で、通勤時間が生じない代わりに、早朝や夜にオンライン会議が設けられる職場も増えているようです。そのため、武田委員も御指摘のとおり、通勤していた頃よりも早く、オンライン会議前にお迎えに来るようになった保護者もいれば、逆に、オンライン会議のときだけ延長保育を活用するようになった保護者もいるようです。働き方は変わっても、その働き方に合わせて、保護者が柔軟に延長保育を活用しているものと認識しております。
5	全体的に連携してつないでいくことが見られるが、電子化が計画されているか伺いたい。スマホから情報が入り、完結しているスマホ世代の親が多く、アナログではつながりにくいと思うので、デジタルトランスフォーメーションの推進などの範囲も伺いたい。	井上委員	子育て支援課 幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 健康課	国が示す方向性を踏まえつつ、行政手続のオンライン化に向けて、より効率的・効果的な取組を進めていきます。 また、併せて市町村関係7手続の他の手続についても、検討の上、オンライン化を進めていきます。
6	地域子育て支援拠点事業について、現状の地域子育て支援センター、児童館、子育て広場の実施施設数が再編で減るのか、または別計画で提示されているのかお示しいただきたい。	井上委員	子育て支援課 幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター	施設更新や行政サービスにおけるエリア（圏域）設定の再構築、現行の子ども・子育て支援事業計画上の確保の内容（地域子育て支援拠点18か所）を踏まえ、子育て支援部ではエリア（圏域）を踏まえた保育園、児童館・センター等の再編の方針を策定しています。方針では、エリアは福祉圏域を踏まえつつ、中学校学区を前提としています。この中で、地域子育て支援センター、児童館については、中学校学区での確保を基本とし、のどか広場は子ども家庭総合支援拠点・のどかの付帯施設として、学区での確保の対象外とすることとしています。具体的な再構築については、現在策定中の第3次総合計画を踏まえて進めていくこととなります。
7	養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業の確保の内容の変更理由について、人員確保に努めていただきたいのが審議会の基本的な見解であるため、担当課に再度検討していただきたい。	森田会長	健康課 子育て支援課	養育支援訪問については、安心して安全に子育て期を迎えるために重要と認識しております。 引き続き、本事業を必要とする方に支援を提供できるよう努めてまいります。
令和4年度第3回子ども子育て審議会後に寄せられた委員意見				
8	全体的に関して 利用者が必要な時に必要な支援に届くよう、電子化の推進をお願いしたい。地域のサイトやアプリなどいくつかありますが、DXに繋げるためにはまずこれらを繋げやすくするための大きなシステムが必要であるとも思います。	井上委員	幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 健康課	(No. 5と同様)
9	1. 利用者支援事業に関しては、見直しの結果、変更無しとのことですが、考え方において「地域子育て支援センターの拡充検討」とあり、さらなる充実を行うのであれば、ぜひ、既存の施設の活用や民間施設（飲食店など）と連携した出張支援なども検討していただきたい。	井上委員	幼児教育・保育課	児童館・公民館・コミュニティセンターなど、既存の市内公共施設において出張事業を実施しております。

No.	質問・意見	委員名	担当部署	回答等
10	2. 放課後児童健全育成事業は、実績に応じた量の増加変更がありますが、新座市（ココフレンド）や練馬区（ねりっこクラブ）のような民間と連携した事業も検討していただきたい。	井上委員	児童青少年課 社会教育課	学童クラブと放課後子供教室の一体型運営事業委託につきましては、児童青少年課と社会教育課で相互に調整を行いつつ検討してまいります。
11	3. 乳幼児家庭全戸訪問は出産数が減少しているため、見込み量減が見られますが、見直し案に「様々な事業や相談につないでいく」と記載があるため、ぜひここにDXに繋げる電子化も検討していただきたい。具体的には妊娠が分かった時から登録して、地域の情報などや民間からの広告収入なども得られるような媒体（アプリやスマホ対応WEB等）を通じて、利用者同士も繋がる事ができ、子育て広場の情報の配信なども出来るものがあれば、ここから足を運ぶことに繋がるケースや、登録した情報から市に関する申請もワンストップで出来るものに繋がられると良いと思います。（もし既に計画があるのであればお知らせください。）家庭訪問では、子育てや自分の身体不調などの不安な気持ちに寄り添って頂けた記憶があり、この時点で紹介いただくのも有益だと思います。	井上委員	健康課	令和3年11月より、「西東京市 子育て応援アプリ いこいこ」アプリをスタートしております。 妊娠届出にて面接（原則全件面接）の際、登録とご利用のご案内をするとともに、各事業、関係各課においてもご紹介いただいております。 ここでは、妊婦の方へのメルマガ配信等の健康課事業だけではなく、子育て広場、図書館等、子育て期の方への様々な情報を連携しており、ご活用いただいております。
12	4. 養育・要保護児童等の支援に関する事業は、森田会長のご意見に同意します。また、ここでも電子化の推進を検討していただきたい。具体的にはWeb（Zoomなど）を使った面談、ビデオ電話なども導入することで、訪問時の移動に費やす時間を削減し有効に活用できると思います。LINEなどのツールを使ったチャット相談も必要だと思います。	井上委員	健康課	※No. 7、No. 11に関連事項があります。 Line相談については、出産・子育てが主ではありませんが、18歳～39歳の方を対象とした生きる支援としてのLine相談を実施しております。
13	5. 地域子育て支援拠点事業に関しては審議会の際に発言した通り、再編成に伴い現状の拠点が少なくなるのか、そのような検討が既になされているのかなど、お知らせ頂きたい。 配置のバランスに関しては、乳幼児をベビーカーや抱っこ紐などで歩いてくる利用者のことも十分考えたうえで、生活に必要で良く行く場所である駅前商業施設の中に作ることや移動（出張）相談室なども検討してもらいたい。	井上委員	子育て支援課 幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター	(No. 6と同様)
14	6. 実費徴収に掛かる補足給付を行う事業での、利用実績が2241（R4年度）に対して、R5は380から400に増やした見直しですが、単位が人と人月の違いのせいなのか、数値が大幅に違うため、これで足りているのかどうか、よくわかりません。資料に対する補足をお願いします。	井上委員	幼児教育・保育課	実費徴収に係る補足給付を行う事業は、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に関連して、低所得世帯又は多子世帯の子どもの保護者が教育・保育施設等に支払うべき給食の食材料費（副食材料費）を助成する事業が新たに追加されました。本計画においては、その部分について、教育施設における数値を令和2年度から新たに掲載しています。 量の見込み・確保の内容では、対象の人数を記載しています。利用実績（R4年度 2,241）については参考で掲載しており、補足給付をした実績を掲載しています。（対象児童が給食を利用した月を1とカウントして積み上げた数値）